

◎新潟県告示第1129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年10月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ノ前地区	柏崎市西山町後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(2)地区	柏崎市西山町後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(3)地区	柏崎市西山町後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
後谷(4)地区	柏崎市西山町後谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田地区	柏崎市西山町和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田(2)地区	柏崎市西山町和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田(3)地区	柏崎市西山町和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保(1)地区	柏崎市西山町新保、西山町和田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保(2)地区	柏崎市西山町新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保(3)地区	柏崎市西山町新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島(1)地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島(2)地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島(3)地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島(4)地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小島(5)地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入小島地区	柏崎市大字小島	次の図のとおり	土石流
小田山新田地区	柏崎市大字小田山新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
折田沢地区	柏崎市大字小田山新田	次の図のとおり	土石流
内方三組地区	柏崎市西山町内方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内方一組地区	柏崎市西山町内方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

内方二組地区	柏崎市西山町内方	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
露ナシ(1)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十刈(1)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十刈(2)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長磯地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
露ナシ(2)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(1)地区	柏崎市西山町緑が丘、西山町新保、西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(2)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(3)地区	柏崎市西山町北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)